

自治基本条例 定義比較

		三次市	日光市	宮古市	志摩市	出水市	ニセコ町	三鷹市	流山市	小諸市	筑紫野市	
定義	市民	・市内に住所がある人又は住んでいる人 ・市内で働いている人又は学んでいる人 ・市内の地域の人たちで作られた住民自治組織 ・市内に住所がある事業所又はその他まちづくり活動団体	・日光市に居住する者、働く者、学ぶ者及び市内において活動する団体(営利又は非営利を問わない。)をいう。	・市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業所等の団体をいう。	・市内に住所を有する人(以下「住民」という。)、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営む者又は活動する団体等という。	・市内に居住する者 ・市内に通勤又は通学する者 ・市内で活動を行う法人又は団体		・市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。	・本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されているものをいいます。	・住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。	・市内に住む者及び市内で働き、又は学ぶ者をいう。	
	まちづくり		○							○	○	
	共有		○									
	参画		○	○	○	○					○	
	協働		○	○	○	○			○		○	
	まちづくり団体		○									
	市の執行機関			○							○	
	コミュニティ			○								
	行政機関				○							
	市				○	○		○	○			
	住民				○	○		○			○	
	事業者等							○				○
	市長等							○				○
	市民等								○			
	市政								○			○
	参加								○		○	
	市民活動団体										○	
	区										○	
	事業者										○	
	自治										○	
市民活動											○	
地域コミュニティ											○	